

北海道立旭川美術館協議会公開規程

(平成11年2月24日 会長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道立旭川美術館協議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、北海道立旭川美術館協議会の会長等（以下「会長等」という。）が会議を公開することが適当でないと認めたときは、この限りではない。

2 前項により会議を公開することが適当でないと認めたときは、その理由を別途明示するとともに、議事要旨又は会議結果を公開するものとする。

(会議開催の周知)

第3条 会長は、会議の開催予定に関し、開催日前15日前までに北海道立旭川美術館（以下「美術館」という。）の庁舎への掲示のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、協議等の案件、傍聴の可否等について、（北海道立旭川美術館協議会等が特段の取扱いをすべきこととしている場合を除く）周知するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を10日までに短縮することができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による傍聴申請書を当該会議開催日前5日までに、美術館事務室に提出し、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴者証の交付を受けた者は、会議当日、開催の30分前から10分前までの間に当該傍聴者証を係員に示し、その指示に従い指定の席に着かなければならない。

3 傍聴者証は、抽選により10人に限り交付する。ただし、報道関係者、道職員等で会長が特に必要があると認めた者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号の一つに該当する者は、傍聴することができない。

- 1 酒気をおびていると認められる者
- 2 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 3 前2号のほか、会長等において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項等)

第6条 傍聴人は、別記第3号様式傍聴人心得を守らなければならない。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、会長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(会長等の指示)

第7条 前条の規定に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長等が会議に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。